

災害時における支援協力に関する
協 定 書

山 形 県
山 形 県 警 察
山 形 県 遊 技 業 協 同 組 合

災害時における支援協力に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）、山形県警察（以下「乙」という。）と山形県遊技業協同組合（以下「丙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山形県内において災害（災害対策基本法「昭和36年法律第223号第2条第1号に規定する災害をいう。」以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲、乙の災害対策に必要な支援活動に関し、丙の協力について必要な事項を定める。

（協力の範囲）

第2条 本協定の協力は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 車両を利用して避難する避難者（以下「車中避難者」という。）の安全確保を目的とした対象施設（本条第2項に定義する。以下同じ。）の提供
- (2) 浸水想定区域等から避難する車両（以下「避難車両」という。）の受け入れを目的とした対象施設の提供
- (3) 乙の災害対応等のための一時集結場所としての対象施設の提供
- (4) 対象施設に受け入れた車両での避難を行う者に対する飲料水、食料等の提供

2 前項の協力は、山形県内に所在する丙の組合員が管理する施設のうち、以下の施設（以下「対象施設」という。）を対象とする。

- (1) 駐車場
- (2) トイレ、水道施設及びその他の店舗部分（ただし、当該部分の使用については、甲、乙、丙が協議の上、決定するものとする。）

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において、災害対策のために施設使用について必要であると認めるとき、又は市町村からの要請があった場合は、丙に対して支援の協力を要請するものとする。ただし、急を要する場合は、市町村が直接、自市町村内における丙の組合員が管理する施設等の所在地、特性、及び被災状況等を考慮した上で、丙の組合員に支援の協力を要請できるものとし、この場合、甲が丙に対して要請したものと同様とする。

2 乙は、災害時において災害対策のために対象施設の使用について必要であると認めるときは、丙に対して支援の協力を要請するものとする。

3 協力要請は、災害時における支援協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、急を要し、文書をもって要請することができないときは、適

宜の方法により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

4 丙、丙の組合員は、甲、乙の要請を待たずに必要な支援を行うことができるものとする。

(協力)

第4条 丙は、前条の規定により支援協力の要請を受けたときは、丙の組合員とともに可能な限り支援協力をするものとする。

(対象施設の使用期間)

第5条 対象施設の使用期間は、3日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙丙協議のうえ、期間を延長することができる。

(支援協力結果の報告)

第6条 丙は、支援協力を終了したときは、支援協力結果報告書(様式第2号)により、速やかに支援要請を受けた甲又は乙に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 第4条の規定による支援協力は、無償とする。

但し、丙は、組合員に過大な費用が発生するおそれがある場合は、事前に甲又は乙と協議するものとする。

(担当者名簿等の提供)

第8条 甲、乙、丙は、この協定締結日、及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 丙は、丙の組合員の施設名簿(組合員名簿)を毎年1回、甲及び乙に提供するものとし、施設に変更等があった場合は、甲、乙に報告するものとする。

なお、甲、乙は、丙から提出された丙の組合員の施設名簿(組合員名簿)について、必要に応じて市町村及び警察署等の関係機関と共有することができるものとする。

3 甲、乙、丙は、平常時から相互の連絡体制等について情報交換を行い、災害発生時にそなえるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙、丙から特段の意思表示がない限りその効力を継続する。

この協定の締結を証するために本書3通を作成し、甲、乙、丙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月24日

甲 山形県山形市松波二丁目 8-1
山形県
山形県知事

吉村美栄子

乙 山形県山形市松波二丁目 8-1
山形県警察本部長

佐藤正顕

丙 山形県山形市宮町五丁目 10-19 岡田ビル 1階
山形県遊技業協同組合
理事長

井上静夫